

平成 30 年 1 月 16 日 (火)  
内閣府北方対策本部

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期目標（第 4 期案・第 3 期）対照表

中期目標案（第 4 期）	中期目標（第 3 期）
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、70 年以上にわたり今もなおロシアが法的な根拠なく占拠し続けている。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、首脳間の協議を始め、外交努力が重ねられている。</p> <p>粘り強い外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められている。</p> <p>そうした中で、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図っていく使命を負うものである。</p> <p>現在、北方領土問題については、「新しいアプローチ」に基づく北方四島における共同経済活動に関する協議の進展、航空機による特別墓参の実施といった日露関係の動きや、平均 80 歳を超えた元島民の深刻な高齢化など、大きな変化の時期を迎えている。</p>	<p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は半世紀以上にわたり今もなおロシアの不法占拠の下に置かれている。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が不可欠である。</p> <p>これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要である。</p> <p>北方領土問題が未解決な現状において、引き続き重要な意義を有する北方四島との交流については、北方四島の社会基盤及び在住ロシア人の意識の変化等に対応して効果的な取組や事業の改善を進め、同事業の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>北方四島の元島民は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされたが、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきた。これらの者の子、孫を含む元島民</p>

協会が、理事長のリーダーシップの下、そうした情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関としての機能を最大化することを主眼として、この目標を定める。

(別添) 政策体系図

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の内容の充実及び質の向上に関する事項

以下のとおり、各業務（一定の事業等のまとめ）における目標を定める。このほか、個別の事業・業務の P D C A サイクルを実効的に機能させるために必要な指標については、「4. 業務運営の効率化に

等が置かれている特殊な事情及び特別な地位に鑑み、その援護のための施策を実施することが必要である。

このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立された独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家の基本に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、北方四島との交流、調査研究及び元島民等に対する援護の業務を行うとともに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号。以下「旧漁業権者法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。

このような役割を十分に果たすため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 条）第 29 条の規定に基づき、この目標を定める。

## 1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

関する事項（１）業務の見直し」に定める初年度における業務の見直しの中で併せて検討した上で、各年度の実施計画等において設定することとし、毎年度、その達成度を検証する。

（１）国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の中核を担う方々の深刻な高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動の活性化という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などの関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等（例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関なども含む。）と連携した取組も進める。

前提として、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握する。本中期目標期間初年度において、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。

① 北方領土返還要求運動の推進

（１）国民世論の啓発

北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形成とその一層の高揚・持続を図るため、今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。

北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、協会の関与の在り方を見直しつつ、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。

都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。

## ② 青少年や教育関係者に対する啓発

全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多く都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は100回以上を維持する。また、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に検討した新たな指標も活用して把握するとともに、北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、これらの結果を活用して、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。

また、保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らして更なる有効活用を図る。

## ② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援することなどによって、返還要求運動への継続的な参加について工夫

集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進する。

③ 国民一般に対する情報発信

民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、国民一般の関心と理解を広げる。特に、情報発信の対象として若年層を重点化するとともに、地域性なども考慮した発信を行う。

具体の情報発信に当たっては、啓発の訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。また、新たな SNS など発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、広く国民一般の目に触れるような伝達方法を不断に検討する。

①、③に共通し、協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民にも接しやすいよう事業等の在り方を検討し、実施する。

②、③に共通し、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、

するものとする。

また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。

研修会の開催等による効果や、同会議による成果の測定に当たっては、前中期目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする。

③ 北方領土問題にふれる機会の提供

北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、ICT や民間企業のノウハウを活用し、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫に努める。

北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。

**【指標】**

- ・ P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するための調査として、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施する。このほか、本中期目標期間中に少なくとも2回の調査を実施する。[新規]
- ・ 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20%増とする。[平成 28 年度実績：205 件]
- ・ SNS等による情報発信の読者数（媒体・ツール当たり）又は反応数（コンテンツ当たり）を前中期目標期間最終年度比 10%とする。[新規]
- ・ 各年度における県民大会等各地の事業への若年層の参加率及び初めて事業に参加する者の割合が前中期目標期間最終年度の水 準 [平成 28 年度の県民大会平均：若年層参加率 20%、初めての参加者割合 55%] を上回るよう、協会は、各年度において、若年層の参加及び初めての参加の拡大に向けた対策を1つ以上実施する。[新規]

- ・ 全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、主体的に意見交換を行う事業を各年度1回以上実施する。[平成28年度実績：1]
- ・ 協会HPに掲載する学習資料集のダウンロード数を前年度比増とする。[新規]
- ・ 啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、新たに協会の取組に協力を得られた民間企業等の数を各年度において1以上とする。[新規]
- ・ 北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の年度平均の水準を上回るものとする。[平成25年度～平成28年度実績平均：北方館13.8万人、別海北方展望塔7.4万人、羅臼国後展望塔2.9万人]

[指標設定の考え方]

- ・ 元島民の深刻な高齢化を踏まえ、北方領土問題の解決に向けた意思を次代に引き継ぐためには、国民運動として運動を活性化していくことが重要。取組のPDCAサイクルを実効的に機能させるため、北方領土問題の解決に向けた国民世論が全体としてどの程度形成されているか、国民一般の理解度や関心度に関する指標を重点的に設定し、それらの到達度について評価することを基本とする。ただし、中期目標策定時において、そうした指標を十分に有していないことから、初年度に必要な調査を実施し、それら

の結果を踏まえ、指標を追加的に設定する。

<参考指標：「北方領土問題に関する特別世論調査」（内閣府）>

「北方領土問題について聞いたことがあり、問題の内容も知っている」

39.2%（平成20年）→40.5%（平成25年）

「北方領土返還要求運動に参加したい」 34.5%（平成20年）→36.1%（平成25年）

等

- ・ また、若年層その他問題への関心が相対的に低い層への啓発の重点化に伴い、SNS等による情報発信量、運動への若年層の参加、啓発の裾野を広げ、波及効果を高めるための民間企業等との連携に関する指標を設定しているほか、協会の取組成果等が活用されているかという観点での指標を設定。

**【重要度：高】**元島民の深刻な高齢化の中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、多様な地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。

**【難易度：高】**問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題等に対する関心や理解の度合いなどは、その時々为社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設

定。

## (2) 四島交流事業

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げていく上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての積極的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。

交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。

毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、事業実施団体と十分に連携しながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

### 【指標】

- ・ 各年度の計画に基づき、外部要因による中止等を除き、各回の

## (2) 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。

なお、政府から、次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

事業を適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。）。

- ・ 各事業に関連する情報発信（協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。）が徹底的に行われるよう（SNSによる発信であれば一事業当たり 550 件（注）以上。他の方法による発信の場合はこれに準ずる。）、協会は必要な措置を講ずる。[新規]

（注）協会による発信 50 件／事業参加者による発信 500 件（一事業当たりの参加者を 50 人と想定）

- ・ 国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それら参加者を得た交流事業を各年度 1 回以上実施する。[新規]
- ・ 交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度 1 件以上実施する。[平成 28 年度実績：1]
- ・ 事業参加者の事後活動に関する情報発信の仕組みを中期目標期間第 3 年度までに構築する。[新規]

[指標設定の考え方]

- ・ 運用の細部も含めて事業の検証を行い、改善策を講じていく中で、計画に基づいて事業を適切に実施していくことが第一の目標。特に、今期中期目標期間においては、内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に柔軟に対応していくことが肝要。

- ・ その上で、相互理解の増進のため、交流プログラムの更なる工夫に関する指標に加え、国民一般の関心や理解の広がりにもつながるよう、参加者の事後活動を含めた事業の情報発信の強化などに関する指標を設定。

### (3) 調査研究

北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関の一つとして、これまでの調査研究成果を整理し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。また、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利用を促進する。

#### 【指標】

- ・ 本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究結果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載する。[新規]
- ・ 本中期目標期間第3年度までに、調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策を導入する。
- ・ 各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上の水準とする。[新規]

[指標設定の考え方]

### (3) 北方領土問題等に関する調査研究

調査研究については、その活用状況を把握する等、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。その上で、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。

- ・ 調査研究の内容が関係機関等において役立つものとなっているか、また、より多く利活用されているかという点に関する指標を設定。

#### (4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。

北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

#### 【指標】

- ・ 元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言を実施する。[新規]
- ・ 自由訪問への支援について、外部要因による中止等を除き、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。）。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 元島民等の活動支援については、元島民等の北方領土や北方領

#### (4) 元島民等の援護

元島民等は、北方領土問題が未解決のため特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしていることに鑑みて、以下の事業を行う。

- ① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。
- ② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。

土問題への思いを残し、多くの人々や次世代に伝えていくため、財政的支援のみならず、効果的な取組のための助言等も行うことを目標として明示。

- ・ 自由訪問への支援については、計画に基づいて着実に実施することが重要であり、特に、本中期目標期間においては、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）など、その時々の内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に適切に対応していくことが必要。

#### （５）北方地域旧漁業権者等への融資事業

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行う。

前中期目標期間に引き続き、融資事業が、「北方地域旧漁業権者等その他の者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図ることを目的」とする法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に一層資するものとなるよう、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、融資メニューの見直しを行う。

また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。

#### 【指標】

#### （５）北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施する。その際、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。

融資資格の承継については、法の趣旨に照らして引き続き的確な審査を実施するとともに、事業結果の把握・分析・検証を行うことにより、融資メニューの見直しについて検討するものとする。

また、以下の措置を継続して実施する。

- ・ 法人資金の貸付を停止すること。
- ・ 生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するこ

- ・ 融資事業が法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に一層資するものとなるよう、本中期目標期間初年度において、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、融資メニューの見直しを実施する。[前中期目標期間からの継続]
- ・ 個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増とする。[新規]

[指標設定の考え方]

- ・ 前中期目標期間における融資メニューの見直しの検討も活かしつつ、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進む中で、融資事業が、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に一層資するものとなるよう、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、融資メニューの見直しを本中期目標期間において実行することを明示。
- ・ 北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって事業の経営や生活の安定に向けてきめ細かく相談等に応じることにより、政策金融としての信頼を向上させていくことが必要。

#### 4. 業務運営の効率化に関する事項

##### (1) 業務の見直し

本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮し、国民世論の啓発の事業を中心に、事業の有効性や費用対効果の

と。

#### 2. 業務運営の効率化に関する事項

検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。

また、各事業のPDCAサイクルを毎年度実効的に機能させていく。

委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実にを行う。

### (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

### (3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与

一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成29年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成24年度）に対して、7%削減する。

業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その

の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

#### (4) 調達合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参加者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。

検証結果や取組状況を公表する。

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参加者を考慮した仕様書の見直しなどを図るものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府

<p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に対応した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で効率的な業務運営を行う。毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。</p> <p>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</p> <p>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。</p>	<p>省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより業務の効率化を図る。</p> <p>また、事業の円滑な実施のため、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。</p>
--	--

(2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策  
内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。

### (3) 人事・労務管理

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。

(2) 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。